

皆さま、こんにちは。日本維新の会の別府建一でございます。第16回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。先輩、同僚議員の皆さまにおかれましては、3日目で大変お疲れの事と存じますが、しばらくの間、ご清聴の程よろしくお願い申し上げます。

また、重複しているテーマもありますが、私の想いでもありますので、質問させていただきます。

一つ目は、「市民生活援助策」についてお伺い致します。

ガソリン、電気代、ガス代が国の補助金が徐々に減少して来て年末で終了予定です。価格がじわじわと上昇して来ています。

ただ、ガソリン代については、引き続きリッター170円台を保つ為に政府から再び補助金が入る事になりましたが、市民にとっては、生活費がかなり困窮してきています。会派にも多数、お困りの声が寄せられています。その中には、「特定の業種だけ優遇されている」だとか、「非課税世帯だけ優遇されている」と言う低所得課税者からのお声も寄せられています。

兵庫県社会福祉協議会が取りまとめた新型コロナウイルス特例貸付について令和4年9月30日申請受付確定分では、緊急小口資金は、県内中核市で本市での貸付が一番多く9,703人、

17億3,938万円で県内貸付割合も全体の12.6%になっています。また、総合支援資金においても県内中核市での貸付が一番多く16,807人、88億5,521万円で県内貸付割合も全体の

13.5%と高い割合になっています。

そこでお伺い致します。

質問.01

物価高騰の中、本市が全市民に行き届く行政サービスについては、どのようにお考えでしょうか。ご見解を教えてください。

二つ目は、「居住支援協議会」についてお伺い致します。

兵庫住まいづくり協議会のパンフレットには、「居住支援協議会は、入居拒否や入居後の生活に不安のある方(住宅確保要配慮者)が抱える課題を解決し、安定した居住を実現するためになくてはならない存在です。県では、全市加入のもと、2011年に「兵庫県居住支援協議会」を設立しました。地域の住まいや生活支援の状況を把握しているのは市町であることから、本来は、市町単位で居住支援協議会が設置さ

れることが望まれます。また、身近な場所に相談窓口が設置されることが必要だと考えられます。」と記載されています。

県内市町に協議会が設置されているのは、神戸市、姫路市、宝塚市です。

本市では、「生活困窮者の住居について市営住宅の空き部屋戸数が多くあり、そのニーズにお応えしている観点から居住支援協議会の設置は、行っていない。」とお伺い致しました。

本市は、兵庫県居住支援協議会にも参画していますが、協議会ホームページを拝見しても協議会自体の活動報告が無く、本市で活用されている事実を感じません。

そこでお伺い致します。

質問.02

兵庫県居住支援協議会やひょうご住まいづくり協議会に参加された後の本市での活用実績は、どのように行っていますか。

三つ目は、「市営住宅管理」についてお伺い致します。

市営住宅敷地内の公園広場や高木の落ち葉拾いや雑草の管理など入居者にとって高齢化に伴う敷地管理がある団地で大変負担になり問題になっています。しかしながら敷地管理は、入居者に担っていただいておりますが平均年齢が70代後半なり、また役員の担い手も無く、住民への負担が重くのしかかってきております。

そこでお伺い致します。

質問.03

高齢化が顕著な市営団地において今後、どこまで日常管理を担わせるのでしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。

四つ目は、「改正空家等対策の推進に関する特別措置法」についてお伺い致します。居住目的のない空家は、全国で平成4年に182万戸が平成30年には349万戸と、この20年で1.9倍、令和12年には、470万戸との推計値が予測されています。

除却等の更なる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要があり改正に至りました。令和5年6月14日公布、公布の日から6か月以内に施行になります。

現在、本市でも行われている管理不全空家について固定資産税の住宅用地特例、1/6に減額を解除されます。

しかし本来ならば、空き家所有者にペナルティを課すべきなのに、土地所有者にペナルティを課しています。

そこでお伺い致します。

質問.04

所有者不明や居所不明の借地上の建物で管理不全空家になり、底地の土地所有者は、建物所有者を追いかける術がないのに一方的に受け入れないといけないのでしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。

五つ目は、「終活関連情報」についてお伺い致します。

一人暮らしの65歳以上の高齢者が平成12年の約303万人から令和2年には、約672万に倍増していることから身寄りのない高齢者が増加しています。

本市でも単身高齢者が年々増加しています。令和2年国勢調査において本市総人口459,953人、世帯数221,404世帯の内、単身世帯95,671世帯、全世帯からの割合43.2%その内65歳以上単身世帯では、28,193世帯、全世帯からの割合は、12.7%単身世帯では、29.4%になり高い割合を占めています。

資料をご覧ください。

本市では、人生を振り返り、自分の考えや希望などをまとめるサポートをするために、「私と住まいのエンディングノート」を作成し、無料でお渡ししています。

また、65歳以上でご希望の方に、緊急連絡先や持病などを書いて冷蔵庫に保管する「緊急時用ヘルプキット」を無料でお渡ししています。

そこでお伺い致します。

質問.05

本市では、「私と住まいのエンディングノート・緊急時用ヘルプキット」の無料配布を行っていますが、市民の活用状況は、どのように把握されていますか。

以上、第1登壇の質問を終わります。第2登壇は、一問一答にて行います。

(第2登壇)

ご答弁いただき誠に有難うございます。

引き続き、「市民生活援助策」についてお伺い致します。

物価高騰対応で大阪市では、10月から12月分、伊丹市では、8月、9月の請求分1期2か月分の上下水道の基本料金の減免が行われる事が発表されました。

そこでお伺い致します。

質問. 06

本市においても逼迫した市民生活を支える為、物価高騰対策として近隣市と同様に上下水道基本料金減免を行うべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。

市民生活援助策については、

物価高騰に直面している市民が多数居られる中、まだ、支援が行き届いて居ない市民に寄り添った援助策を早急に検討、実施されるよう要望致します。

次に、「居住支援協議会」について

お伺い致します。

質問. 07

貧困家庭の居住支援(シングルマザー、外国人等)の対応について毎回、抽選になる市営住宅の入居促進のみでまかなえているのでしょうか。

質問

(本市にも住宅確保要配慮者の課題解決の為に居住支援協議会を設置すべきと考えますが、本市のご見解をお聞かせ下さい。)

居住支援協議会については、

住宅確保要配慮者である高齢者、障害者、シングルマザー、外国人等の居場所が確保出来るよう本市での居住支援協議会の設置を行い生活支援の状況を把握し課題解決を図るよう要望致します。

次に、「市営住宅管理」についてお伺い致します。

ペット飼育の実態

市営住宅では、建替え等での退去が行われております。その度に近隣住民からは、捨て犬、捨て猫の通報がボランティアへの連絡が増えています。

「退去になった人がやむを得ずペットを捨てていった。」と怒っている住民からの通報も珍しくありません。(今北高層団地)

動物の愛護及び管理に関する法律により、愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとされており、犯罪です。

市営住宅入居の際、全ての入居者は、尼崎市長宛てに誓約書の提出を行っています。そこには、「市営住宅では、犬・猫・鳥などのペット飼育は行いません。」と記載されており「誓約内容を履行しなかった場合は、速やかに退去するとともに、市営住宅の入居取り消し・明け渡し請求に異議を申し立てません。」との書面に入居者の署名、実印での捺印、印鑑証明書1通添付になっています。

しかしながら実態は、無断でペット飼育している入居者がいます。

例えば、市営住宅のエレベーターやエントランスに「ペットのオシッコをさせないように！」といった貼り紙が掲示されていたりします。

そこでお伺い致します。

質問. 08

市営住宅でのペット飼育の事実を本市では、把握していますか。

ペット飼育の事実が判明した場合、どのような対応をされていますか。

住宅管理課や動物愛護センターが市営住宅の無断ペット飼育問題を知らないはずはないです。この問題から目をそらさない回答をお願い致します。

質問. 09

例えば、やむを得ず捨てていくなどということにならないように退去の際、ペットを飼育している方には新たな引越し先として、ペットが飼育できる場所の情報提供はしているのでしょうか？

ペット飼育の方は民間のペット飼育可能物件を紹介するという動きはあるのですか？

建前として誓約書を取ってはいますが、実態は、飼育している状態で一向に解決に向かいません。

そこでお伺い致します。

質問. 10

現実的にペット飼育を放置しているのであれば、飼育ルールを定めてペット飼育可

能市営住宅を検討すべき、と考えますがいかがお考えでしょうか。

質問. 11

明らかに飼い猫や犬が遺棄されていた場合、動物愛護センターでは引き取って譲渡を行っていますか。ご見解をお聞かせください。

市営住宅の管理については、高齢者の住宅管理負担の軽減を図るとともに誓約書に記載された禁止事項については、共同住宅でのモラル維持の為、厳正に対処すると共にペット飼育可能住宅についても検討するよう要望致します。

次に、「改正空家等対策の推進に関する特別措置法」についてお伺い致します。

お伺い致します。

質問. 12

借地上の管理不全空き家で所有者不明の場合、所有者不明の住宅は、行政代執行で本市が取り壊す事も出来ない中、新たな対策を講じないのでしょうか。

また、土地所有者は、非住宅用地になっても何の術も無く、住宅用地特例の無くなった税金を納め続けなければならないのでしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。

質問. 13

借地上の空き家でその空き家の所有者が不明であるなど、自ら対応出来ない場合の対策について、本市はどのように進めるお考えなんでしょうか。

改正空家法については、土地と建物の所有者が異なる場合、建物の所有者の負担と責任が履行出来るよう、また公正公平な課税を行えるよう要望致します。

最後に、「終活関連情報」についてお伺い致します。

9日4日の朝日新聞一面にも「身寄りのない高齢者身元保証トラブル、財産管理や遺品処理、悪質業者も」と記載されており終活に関するトラブルが増加しています。横須賀市では、「わたしの終活登録」という制度があります。以前にも福島議長が一般質問されています。

終活登録制度とは、

「近年、ご本人が倒れた場合や亡くなった場合に、せつかく書いておいた終活ノート
の保管場所や、お墓の所在地さえ分からなくなる事態が起きています。本市では、
こうした”終活関連情報”を、生前にご登録いただき、万一の時、病院・消防・警察・
福祉事務所や、本人が指定した方に開示して、本人の意思の実現を支援する事業
を、平成30年5月から始めました。安心した暮らしのために、多くの市民の方にご登
録いただきたいと思います。」

と横須賀市ホームページに記載されています。

登録を希望する市民の方は、ご本人ならどなたでも電話 1 本で登録できます。電子申請、郵送申請もできます。

そこでお伺い致します。

質問. 14

本市でも任意で終活登録制度を行なっては、いかがでしょうか。もし、出来ないなら課題も含めてご見解をお聞かせ下さい。

終活関連情報については、

65歳以上単身高齢者が本市でも増加しており身寄りが無く孤立化する中、他人に迷惑を掛けたく無い自身の終活の拠り所に本市での終活登録制度の創設を要望致します。

以上で、私の全ての質問を終了致します。ご清聴、誠にありがとうございました。